

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○セクシュアル・ハラスメント 信用失墜行為

- | | |
|-----------|--|
| (1) 処分年月日 | 令和6年1月17日 |
| (2) 処分の量定 | 停職 4月間 |
| (3) 所属・職種 | 公立学校教職員 |
| (4) 処分の理由 | 令和3年9月頃から令和5年9月頃までの約2年間、同僚の教職員に対し、頭を軽く叩く、抱きつくといった身体接触及び対面やLINE等で繰り返し一方的に好意を伝える等のセクシュアル・ハラスメントを行った。 |